

別添資料（第1版）

注意欠如多動症治療補助プログラム

ENDEAVORRIDE（エンデバーライド）<sup>®</sup>適正使用指針

○留意事項

- (1) 小児注意欠如多動症治療補助アプリは、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が1名以上配置されており、過去6か月間に初診を実施した20歳未満の発達障害の患者数が5名以上である保険医療機関において算定する。
- (2) 区分番号「B001の4」に掲げる小児特定疾患カウンセリング料の「イ」又は区分番号「I002」に掲げる通院・在宅精神療法の「1」の「ロ」、「1」の「ハ」、「2」の「ロ」若しくは「2」の「ハ」を算定する患者（小児の注意欠如多動症患者であって、環境調整や心理社会的治療を実施しても期待する症状改善が見られないものに限る。）に対して、小児の注意欠如多動症の治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が小児の注意欠如多動症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、患者1人につき2回を限度として算定できる。ただし、2回目を算定する場合には、初回算定日から少なくとも10週間以上あけて算定する。
- (3) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

## ○関連技術料

B 0 0 5 - 1 4	プログラム医療機器等指導管理料 導入期加算
B 0 0 1 の 4	小児特定疾患カウンセリング料
I 0 0 2	通院・在宅精神療法

### B 0 0 5 - 1 4 プログラム医療機器等指導管理料

(1) プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。

小児注意欠如多動症治療補助アプリを用いる場合は、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が1名以上配置されており、過去6か月間に初診を実施した20歳未満の発達障害の患者数が5名以上である保険医療機関において、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が、「B 0 0 1 の 4」に掲げる小児特定疾患カウンセリング料の「イ」又は「I 0 0 2」に掲げる通院・在宅精神療法の「1」の「ロ」、「1」の「ハ」、「2」の「ロ」若しくは「2」の「ハ」を算定し、かつ特定保険医療材料241の小児注意欠如多動症治療補助アプリを算定する場合、月1回に限り本区分の点数を準用して算定する。また、小児注意欠如多動症治療補助アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。なお、本区分の点数を準用する場合について、プログラム医療機器等指導管理料の届出は不要である。

また、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修の修了証の写しについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

## ○留意事項において求められる研修

留意事項において、本品の使用にあたっては、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修の修了が求められている。

これらの研修については、『小児かかりつけ診療料』及び『児童思春期支援指導加算』の算定基準に係る疑義解釈において、同一の要件が示されており、当該疑義解釈において示された内容として、現時点では以下の研修が該当する。

### 発達障害に関する適切な研修

- ・日本小児科医会が実施する：『子どもの心』研修会
- ・日本小児保健協会、日本小児科学会、日本小児精神神経学会、日本小児心身医学会が実施する：小児かかりつけ医のための発達障害スキルアップ講座
- ・日本小児神経学会が実施する：子どものこころのプライマリケア・セミナー

[厚生労働省保険局医療課 事務連絡 令和6年3月28日 疑義解釈の送付について（その1）](#)

### 児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修

- ・日本精神科病院協会が実施する：児童・思春期精神医学対策講習会スタンダードコース
- ・日本児童青年精神医学会が実施する：児童思春期精神医療研修
- ・令和5年に実施された障害者総合福祉推進事業：児童思春期精神医療における多職種実践研修
- ・国立国際医療研究センター国府台病院が実施する：  
以下の研修（①及び②の両方を受講した場合に限る）

#### ①以下のいずれかの研修

平成22年度～平成26年度に実施された、思春期精神保健対策医療従事者専門研修（1）

平成22年度～平成26年度に実施された、思春期精神保健対策医療従事者専門研修（2）

平成22年度～平成25年度に実施された、思春期精神保健対策コメディカル専門研修

平成27年度～令和5年度に実施された、思春期精神保健対策医療従事者専門研修

児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修

#### ②以下のいずれかの研修

平成26年度～令和5年度に実施された、医療従事者研修応用・症例コース

児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修 応用・症例コース

[厚生労働省保険局医療課 事務連絡 令和6年8月29日 疑義解釈資料の送付について（その11）](#)

(参考：関連技術料)

B005-14	プログラム医療機器等指導管理料	90 点
	導入期加算	50 点
B001 の4	小児特定疾患カウンセリング料	
	イ 医師による場合	
	(1) 初回	800 点
	(2) 初回のカウンセリングを行った日後1年以内の期間に行った場合	
	① 月の1回目	600 点
	② 月の2回目	500 点
	(3) 初回のカウンセリングを行った日後2年以内の期間に行った場合	
	((2)の場合を除く)	
	① 月の1回目	500 点
	② 月の2回目	400 点
	(4) 初回のカウンセリングを行った日後4年以内の期間に行った場合	
	((2)及び(3)の場合を除く)	400 点
	ロ (省略)	
I002	通院・在宅精神療法 (1回につき)	
	1 通院精神療法	
	イ (省略)	
	ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合	
	(1) 60分以上行った場合	
	① 精神保健指定医による場合	650 点
	② ①以外の場合	550 点
	(2) 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合	550 点
	ハイ及びロ以外の場合	
	(1) 30分以上の場合	
	① 精神保健指定医による場合	410 点
	② ①以外の場合	390 点
	(2) 30分未満の場合	
	① 精神保健指定医による場合	315 点
	② ①以外の場合	290 点

## 2 在宅精神療法

イ (省略)

ロ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合

(1) 60分以上行った場合

① 精神保健指定医による場合 650点

② ①以外の場合 600点

(2) 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合 550点

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 60分以上の場合

① 精神保健指定医による場合 590点

② ①以外の場合 540点

(2) 30分以上60分未満の場合

① 精神保健指定医による場合 410点

② ①以外の場合 390点

(3) 30分未満の場合

① 精神保健指定医による場合 315点

② ①以外の場合 290点